

花みずき通信



清瀬市議会議員
小西みか

東京・未来
市民が育てる

2015年1月発行／

清瀬・生活者ネットワーク

発行責任者／柳澤久枝

〒204-0021 清瀬市元町1-7-21 クルトーア清瀬 201

T E L & F A X 042-494-8720

E - mail:kiyonet@themis.ocn.ne.jp

HP もご覧ください。

http://konishi.seikatsusha.me/

No.15

高齢者

障がい者

子ども

新計画が4月スタート

昨年12月議会で「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画」は改定し、「子ども・子育て支援事業計画」が新規定定された。各重点施策について紹介する。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、①生涯学習、地域活動の場の拡充②健康づくり、介護予防の推進③地域で安心して暮らすための支援体制の構築

29年度から介護保険外となる要支援者への訪問・通所介護、生活支援を市独自に提供する準備をすることになる。必要な支援を確保し、だれもが主体的に生活できる環境を整備しなければならぬ。

障害福祉計画では、①相談支援体制の充実②就労、日中活動の場を整備し、社会参加を推進③発達障がいや高次脳機能障がい、難病への支援強化

発達障がいは増加し続けており、支援の量を確保することが今後も重要になる。高次脳機能障がいは、脳血管障がいや交通事故などにより、だれもが当事者になる可能性がある。しかし一般的な認識が低く、診断も難しい上、症状も多様なため、必要な支援の整備が難しい。難病は対象が広がるが、各々の対象者が少なく、症例にあつた支援が構築されにくい。いずれも障がい区分にこだわらない、「オーダーメイドの支援」が必要だ。

子ども・子育て支援事業計画では①施設と地域での保育による待機児童の解消②地域での子育て支援の充実

今後、私立の認可園の新設と既存園の拡充を主として、質を維持しつつ量を確保していくという。一方で、高学年の学童保育での受け入れは、今後の検討課題という段階だ。また、地域での支援では、緊急時はもちろん、理由を問わない利用しやすい一時保育が必要だ。

「清瀬市男女平等推進条例」

「子どものためのガイドブック」の完成と公開授業実施

2006年7月1日に、清瀬市男女平等推進条例（以下は条例）が施行されました。この条例はバックラッシュが強まる中で作られました。先進的な内容を持った推進条例」と、内外から評価されています。

この条例を広く市民に知らせていくために、2008年の「第13回アイレックまつり」で市民による朗読劇にして内容の紹介をしました。まつりの後、次世代を担う子どもたちにも理解されるような「条例子ども版」が必要ではないかとの意見が出て、早速作成することになりました。

この条例の理念を広めるための条例子ども版は、「学校教育の場で活用されるようなものにした」との意見が出され、作成のため、15名位の参加者がありました。3・11大震災や政治状況の変化などもあり、完成するまでに当初予定した年数を大幅に超過してしまいました。しかし、何が何でも仕上げたいと強い意志を持つメンバー7名（くらい）が、2014年7月に「子どものためのガイドブック」を遂に完成させました。

2014年12月19日、清瀬第7小学校でこのガイドブックを使つての初の公開授業が行われました。6年1組の児童を対象に、社会科授業の「日本国憲法の3大原則の1つである基本的人権」の中で、このガイドブックが使われ、私たち市民の念願がかないました。市企画部や教育委員会、7小の先生方の協力のもと実現できたのですが、今後も小学生（5・6年生）への配布に留まらず、授業の中で有効に活用されるよう活動を継続していく予定です。

（清瀬男女平等推進条例を育てる会 八代田 道子）

5つの重要な柱 （基本理念）

1. すべての人が個人として人権を尊重され、自分らしく生きることが保障されること
2. 性別役割分担にとらわれず、自己の意思と責任による多様な生き方が選択できること
3. 女性も男性も家庭生活と社会活動の両立ができるような環境をつくること
4. 女性が社会のさまざまな領域でもっと企画や活動方針を決定する場に進出すること
5. 互いに性を理解し尊重し合い、性に基いた健康が生涯にわたり維持されること